

霧島市子ども・子育て会議条例の一部改正について

霧島市子ども・子育て会議条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月20日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

霧島市子ども・子育て会議条例（平成26年霧島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が改正され、条ずれが生じたため、本条例の所要の改正をしようとするものである。